

幼稚園における評価の 実施状況について

幼稚園における学校評価の規定

○学校教育法(幼稚園については、第28条により準用)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

○学校教育法施行規則(幼稚園については、第39条により準用)

自己評価の実施及び公表の義務化

- 第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

学校関係者評価の実施及び公表の努力義務化

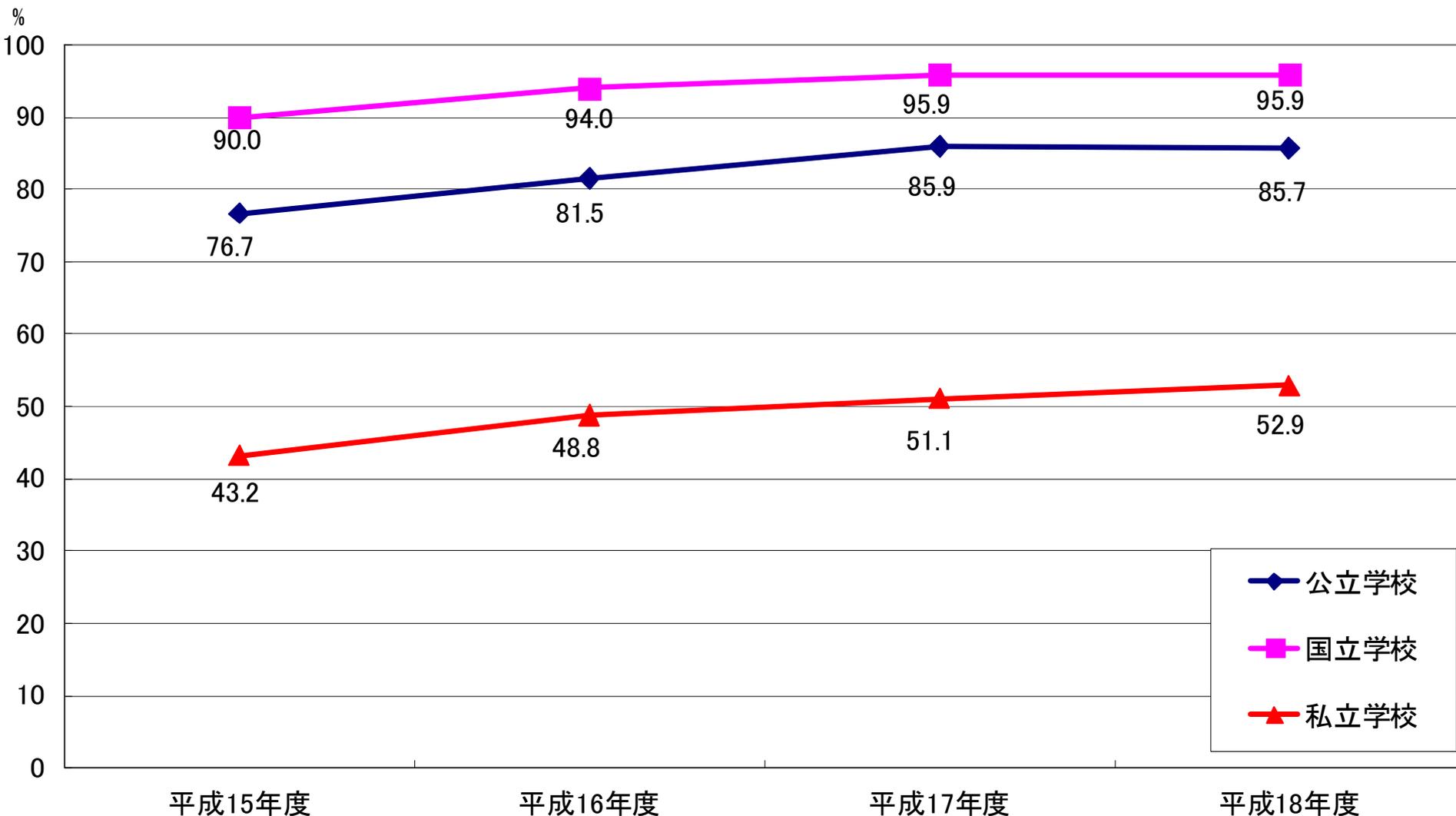
第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

自己評価・学校評価を実施した場合は設置者への報告を実施

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

幼稚園における学校評価の実施状況（自己評価）

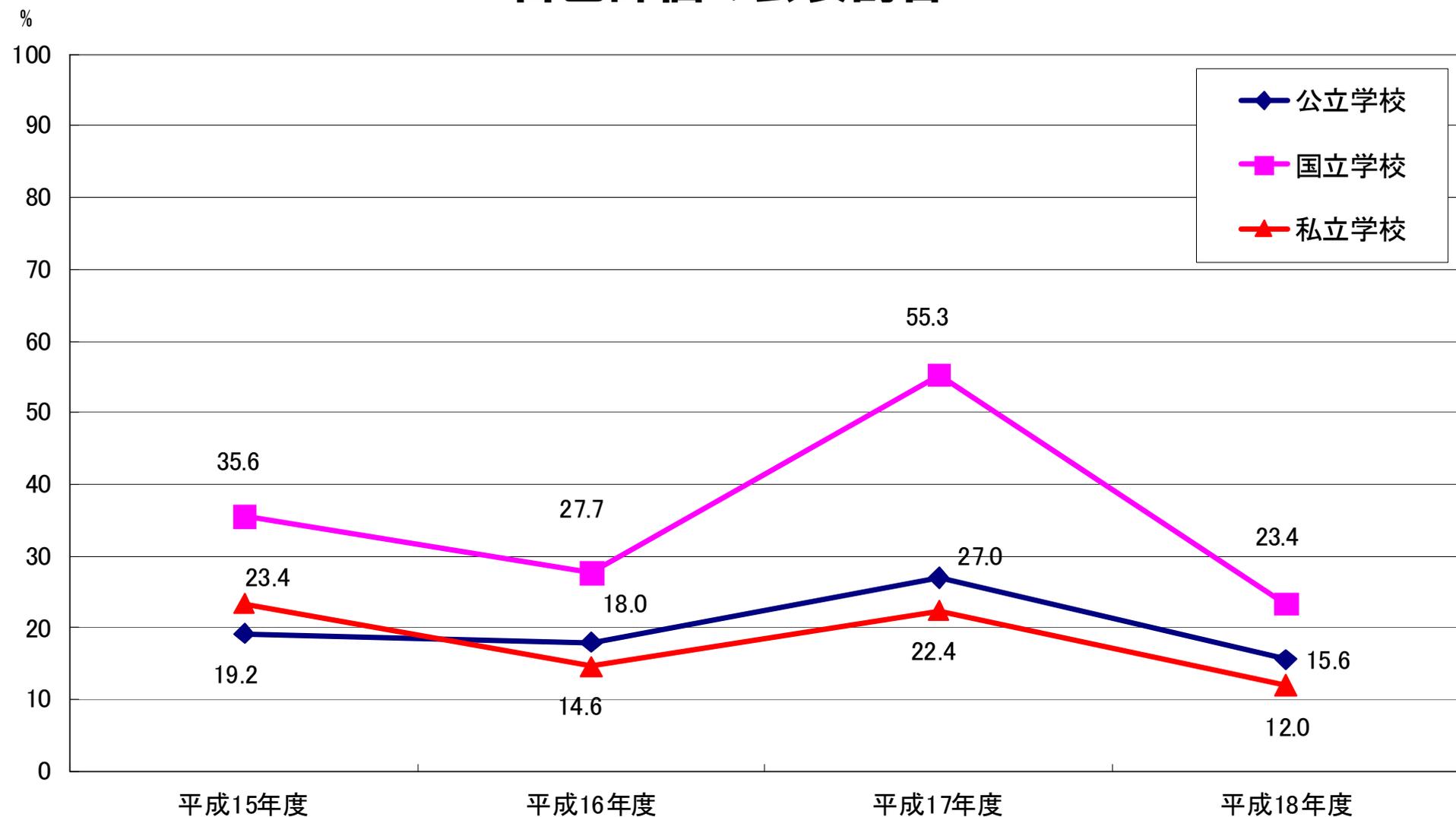
自己評価の実施割合



※休校中の学校等を除く全学校数に対する割合

幼稚園における学校評価の実施状況（自己評価）

自己評価の公表割合

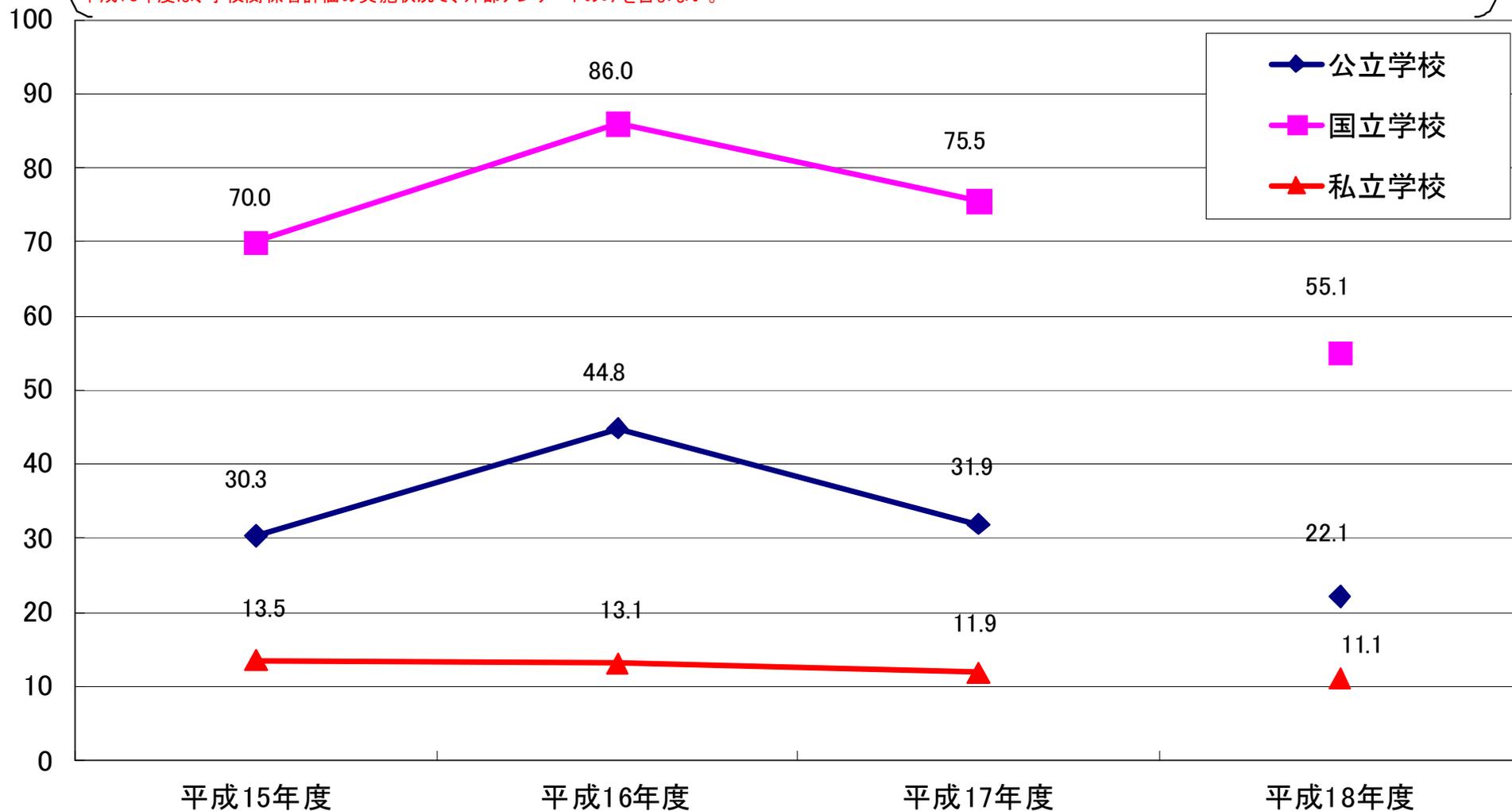


※自己評価を実施した学校数に対する割合

幼稚園における学校評価の実施状況（学校関係者評価）

学校関係者評価の実施割合

平成15～17年度は、外部評価（学校評議員、PTA役員、地域住民、有識者等の外部評価者により構成される評価委員会が行う評価）及び外部アンケート等（適切な自己評価のために、アンケートや懇談会等を活用して児童生徒、保護者、地域住民からの具体的な意見や要望、授業評価などを把握すること）の実施状況。
平成18年度は、学校関係者評価の実施状況で、外部アンケートのみを含まない。

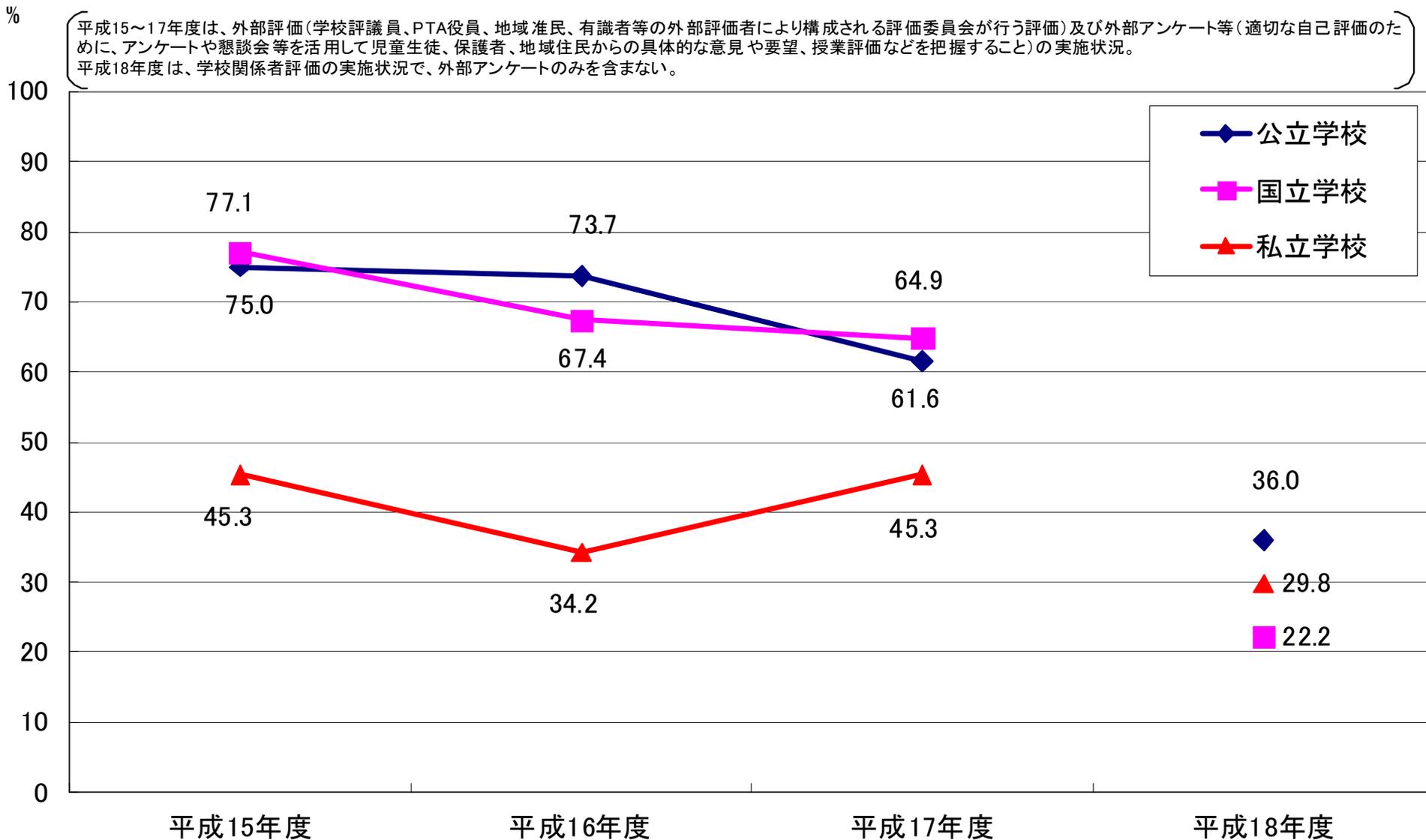


※休校中の学校等を除く全学校数に対する割合

幼稚園における学校評価の実施状況(学校関係者評価)

学校関係者評価の公表割合

平成15～17年度は、外部評価(学校評議員、PTA役員、地域住民、有識者等の外部評価者により構成される評価委員会が行う評価)及び外部アンケート等(適切な自己評価のために、アンケートや懇談会等を活用して児童生徒、保護者、地域住民からの具体的な意見や要望、授業評価などを把握すること)の実施状況。平成18年度は、学校関係者評価の実施状況で、外部アンケートのみを含まない。



※学校関係者評価を実施した学校数に対する割合

幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月24日)

※ 本体冊子は第4回参考資料3で配付済み。

「幼稚園における学校評価ガイドライン」の特徴

- 「学校評価ガイドライン」〔改訂〕(義務教育諸学校及び高等学校が対象)に準ずる。
- 幼稚園の特徴(教科教育ではなく、入園の選択幅が大きく、規模が比較的小さい等)を考慮して作成。

- ・ 各幼稚園が速やかに学校評価を実施することができるように、学校評価の進め方のイメージをコンパクトに提示し、実施の目安となる時期などを記載。(ガイドライン別添1)
- ・ 幼稚園の教育は、環境を通して総合的に行っていることや、子育て支援や預かり保育を行っているので、評価項目等について幼稚園独自の視点の例を記載。(ガイドライン別添2)
- ・ 保護者や地域住民が理解しやすいように公表を行う必要があるため、自己評価結果を公表するためのシートの例を参考として記載。(ガイドライン別添4)

「幼稚園における学校評価ガイドライン」の内容

1. 幼稚園における学校評価の特性
2. 学校評価の目的・定義と流れ
3. 学校評価の実施・公表
4. 積極的な情報提供

- 《別添》○学校評価の進め方のイメージ例 ○評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
○学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の関係例
○自己評価結果公表シート例 ○提供する情報の例